

相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業 キャリア検討プログラム実施業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託する相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 業務名

相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業キャリア検討プログラム実施業務委託

2 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月21日

3 業務の目的

震災及び原子力発電所事故を機に、相双地域の人口は大きく減少する一方、震災復興をきっかけとした企業進出や新たな産業の集積が進展したことで、本地域で働く人材不足が深刻化している。

相双地域の若者は、高校卒業後その多くが県外に進学するが、県外では地元の就職情報を得る機会が少ないため、地元就職を検討できず、そのまま県外で就職することが多い。

そこで、地元出身の大学生や転職を考えている10～30代の若年層を主たるターゲットとし、移住者と地元の人が共働り新しいまちづくりが進む相双地域の魅力と、多様な働き方の実現に取り組む魅力ある地元企業等を知ってもらい、自分に合った働き方を見つけて「相双（SOUSOU）」地域への移住（「SOUSOU」ターン。以下、Sターンという。）を促進することで、地域内の働き手及び担い手不足の緩和に寄与する。

※相双地域：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

4 業務の内容

地元出身の大学生や転職を考えている10～30代の若年層を主たるターゲットとし、移住後の生活のイメージの醸成を図るため、相双地域の仕事と暮らしを体験するプログラムを実施し、相双地域での就職・転職を検討してもらう。

(1) キャリア検討プログラムの企画・運営

- ア 事業の対象地域は、相双地域 12 市町村とし、相双地域ならではの「多様な働き方・暮らし方」を実践できる魅力的な地域資源を発掘し、体験するプログラムとして提案すること。
- イ 乙は、プログラムの実施にあたり必要な全ての業務（企業等との調整、当日運営等）を行う。
- ウ プログラム参加者は 1 回あたり 10 名を目標とし、1 泊 2 日のプログラムを 3 回実施すること。
- エ 乙はプログラム実施に要するすべての費用を負担すること。ただし、参加者の自宅から集合場所までの往復の交通費、宿泊費、食事代、入館料などは参加者負担とすること。
- オ 訪問する企業等については、職業選択の可能性を広げるため、多くの業種が参加できるよう配慮すること。
- カ プログラム実施中にプログラム参加者が傷害を負った場合やプログラム参加者に賠償責任が生じた場合に備え、プログラム参加者を補償するための保険に加入すること。
- キ プログラム参加者の滞在中、プログラム参加者と地域の関係者が交流できる場を 1 回以上提供すること。地域の関係者は、受入地域の住民、受入団体、移住者、行政職員等のことを指す。
- ク プログラムの企画及び実施に当たっては、市町村、県関係機関との調整を行うこと。
- ケ 乙は、甲の指定する日までにプログラム実施計画案を提出し、甲の了承を得ること。
- コ 上記ア～ケ以外にも業務を実施するにあたり、より効果的な手段があれば提案すること。

(2) プログラムの広報及びプログラム参加者の募集

- ア 主に地元出身の 10 代から 30 代を対象に相双ならではの「働き方・暮らし方」や自己実現にチャレンジする場としての魅力を効果的に広報し、プログラム参加者の募集を行うこと。
- イ 広報について効果的な WEB 広告を提案し、実施すること。
- ウ 参加者に滞在中の写真や動画等を SNS 等に投稿してもらい広く発信すること。

(3) 事業成果の把握・とりまとめ

プログラム参加者、交流イベント参加者、地域の関係者等に対しアンケート又は聞き取りを行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

(4) 事業参加者のフォローアップ

事業参加者が事業参加後も地域や受入企業等との関係性を継続する働きかけを行うこと。個別にヒアリングを行い、参加者の希望に沿った情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとする。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・事業実施計画書（様式任意）※スケジュール等を含む
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・告知及び広報の実績
- ・プログラムの実施内容
- ・プログラム参加者の氏名及び連絡先等
- ・プログラム参加者からの質問及びこれに対する回答
- ・プログラム実施による成果、課題

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

(3) その他 甲が必要と認める書類

7 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に帰属するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。